

令和2年度3月 第12回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年3月30日（火） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推4	近藤 哲夫	欠席
5	伊藤 幸夫	出席	推5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推9	足立 國雄	出席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	原 健一	書記	深見 訓英
主 幹	大堀 俊和		吉田 仁美
			早瀬 友洋

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 4 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 4 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 4 5 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 7	報告第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
	報告第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 3 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
	報告第 3 9 号 認定電気通信事業者による事業計画書の届出について

議 長	(あいさつ) 本日の欠席者はございません。 只今の農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は9人 です。 農業委員につきまして、定足数に達していますので、令和2年度3月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 13番 近藤吉美 委員及び、14番 石原勇 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第42号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森龍見地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 2番につきまして説明いたします。 参考資料は3～6ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は森地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 3番につきまして説明いたします。 参考資料は7～8ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は篠田池田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 1 0 ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波高畑地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

また、下限面積等の要件も満たしております。

なお、こちらにつきましては、3 月 2 9 日に三輪会長、近藤善成委員と現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第 4 2 号につきまして、近藤委員と私とで現地確認を行いました
たが農地の耕作に関して問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局から説明・報告がありました、議案第 4 2 号について
何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 4 2 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 4 2 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 4 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請
について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 (説 明)

議案第 4 3 号 1 番につきまして説明いたします。

議案は 4 ページ、参考資料は 1 5 ～ 1 7 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島三反田地内の田で、農業用倉庫への転用となっております。

申請者は、あま市内で農業を営んでおり、トラクター等を格納するため市内に倉庫を借りておりますが、所有者から返還を求められたため、今回この申請地に農業用倉庫を建築する申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、農地区分は第3種農地で、農地区分は第3種農地に区分されます。第3種農地のため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月25日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、3月29日には三輪会長と近藤善成委員とで現地確認をさせていただいております。

議長 議案第43号につきまして、近藤委員と私とで現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

議長 只今、事務局から説明・報告がありました。議案第43号について何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第43号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第43号は承認されました。

議長 日程第5 議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第44号1番につきまして説明いたします。

議案は5ページ、参考資料は18～20ページです。

譲受人、譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町遠島南萱苅島地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、東海市内で造園・土木工事業を営んでおり、あま市内での現場及び取引先が増加したため、資材置場を設置するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区

分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可が見込めます。

2番につきまして説明いたします。

参考資料は21～23ページです。

譲受人、譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福十七地内の田で、駐車場への転用で所有権移転となっております。

譲受人は、名古屋市中川区地内にて土木・建築工事業を営んでおり、現在申請地北側を建設工事車両や社員の通勤車両を駐車する駐車場として利用しております。

事業の拡大に伴い、建設工事車両の台数が増え、駐車スペースが不足するため、既存敷地と一体で利用する駐車場を設置するものであります。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区は第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

3番につきまして説明いたします。

参考資料は24～30ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福猿楽地内の田で、流通業務施設への転用で所有権移転となっております。

譲受人は大阪市茨木市に本社を置き、貨物運送自動車業を営んでおります。

譲受人は現在使用している支店が老朽化し、建替えが必要となり事業規模の拡大と周辺支店の機能集積を行うため、当該申請地に新支店を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、10ha以上の一団の農地で、農地区は第1種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、3月25日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、同じく３月２９日には三輪会長と近藤善成委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第４４号につきまして、近藤善成委員と私とで現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

只今、事務局及び私が説明・報告しました、議案第４４号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第４４号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。挙手全員です。

よって、議案第４４号は承認されました。

議 長

日程第６ 議案第４５号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

（ 説 明 ）

議案第４５号１番につきまして説明いたします。

議案は８ページ、参考資料は２７～２９ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田の一部です。

申請者は、申請地南側にて浚渫工事業を営んでおります。

近年の契約件数の増加により、作業車を大型化するに伴い、その駐車スペースを確保するため、申請地に新たな駐車場を建設するための申請となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

２番につきまして説明いたします。

議案は８ページ、参考資料は３０～３６ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田です。

申請者は、七宝町伊福河原地内にて電気工事業を営んでおります。

工事量の増加に伴い、工事車輛の駐車スペースが足りなくなったため、今回その土地に駐車場及び資材置場を建設するための申請となっ

ております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

3 番につきまして説明いたします。

議案は 8 ページ、参考資料は 37～39 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口五丁目地内の田の一部です。

申請者は、現在賃貸住宅に居住しており、生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、今回の申請において、申請地に分家住宅を建設するための申請となっております。

申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にこちらにつきましては、3 月 25 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、同じく 3 月 29 日には三輪会長と近藤善成委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第 45 号につきまして、近藤善成委員と私とで現地確認を行いました。農地の転用に関して問題はありませんでした。

只今、事務局及び私が説明・報告しました、議案第 45 号について何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 45 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第 45 号は承認されました。

議 長 日程第 7 報告第 36 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、報告第 37 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届について」、報告第 38 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」、報告第 39 号「認定電気通信事業者による事業計画書の届出について」、を事務局から一括報告願います。

事 務 局 (報 告)

議 長 只今、事務局から報告がありました、報告第 36 号から 39 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。

	ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声あり ）
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦勞様でした。 次回の農業委員会でございますが、令和３年４月２８日（水）午前 １０時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 近藤 吉美

署 名 委 員 石原 勇